

○勲章等及び略綬の着用について（通知）

昭和57年10月29日
海幕総第4460号

改正 昭和60年11月30日 海幕総第5409号〔第1次改正〕

昭和61年6月7日 海幕総第2779号〔第2次改正〕

平成8年7月24日 海幕総務第3465号〔第3次改正〕

平成15年3月31日 海幕総務第1838号〔第4次改正〕

平成19年10月17日 海幕総第6991号〔第5次改正〕

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

勲章等及び略綬の着用について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

なお、勲章等着用要領について（通知）（海幕総第2823号。40.5.22）は、廃止することとされた。

記

1 趣旨

海上自衛官が、国の規定に準拠して勲章等（勲章、褒章及び記章をいい、これらの略章を含む。以下同じ。）又は略綬を着用する場合の細部要領を定め、服装の斉一を図る。

2 着用上の留意事項

勲章等は、国が個人の功績とその栄誉を表彰することを目的として授与するものである。したがって、着用に当たっては、規定を遵守し、誤用のないよう厳正を期するとともに、国内外の儀礼について十分配慮するものとする。

3 着用要領等

（1）勲章等

ア 勲章等は、次に掲げる場合に着用するものとする。

（ア）自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第12条に規定する儀式に第1種礼装で参列する場合において、儀礼上必要があるとき。

（イ）次の行事等に第1種礼装又は第2種礼装で参列する場合において、儀礼上必要があるとき。

a 拝えつ、参賀等

b 公の機関の行う儀式は招宴

c 外国の公館又は軍隊（軍艦を含む。）に対する公式訪問

（ウ）その他国際儀礼上特に必要がある場合

イ 左胸に着用すべき勲章等の着用位置は別紙のとおりとする。

（2）略綬

略綬を着用する場合の服装は、原則として、常装又は通常礼装とし、着用要領は、

防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）第6条の規定を準用する。

添付書類：別紙「勲章等の着用位置の基準」

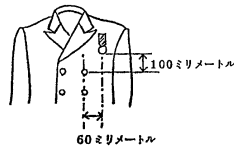
写送付先：部内全般

別紙

勲章等の着用位置の基準

1 冬服上衣及び女性冬服上衣

(1) 冬服上衣

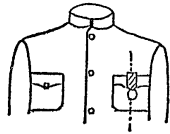


(2) 女性冬服上衣



2 第1種夏服上衣及び女性第1種夏服上衣

(1) 第1種夏服上衣

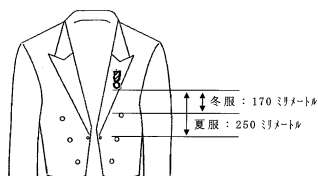


(2) 女性第1種夏服上衣



3 礼服（冬、夏）上衣及び女性礼服（冬、夏）上衣

(1) 礼服（冬、夏）上衣



(2) 女性礼服（冬、夏）上衣

